様式第33号の4(第101条の5関係)

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

①被保険者番号		③ フリガナ	
②事業所番号		60歳に達した者の氏名	
④ 名称 事業所 所在地 電話番号		⑤60歳に達した者の住所又は居所	〒 電話番号(　　)　—

⑥60歳に達した日等の年月日	平成 令和	年	月	日	⑦60歳に達した者の生年月日	昭和 平成	年	月	日

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

住所

事業主

氏名

60歳に達した日等以前の賃金支払状況等

⑧60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 60歳に達した日等の翌日　月　日	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額 Ⓐ	⑫ 賃金額 Ⓑ	⑫ 賃金額 計	⑬ 備考
月　日～60歳に達した日等	日	月　日～60歳に達した日等	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
▶ 月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
▶ 月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				
月　日～　月　日	日	月　日～　月　日	日				

⑭賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 令和　年　月　日 (受理番号　番)
※公共職業安定所記載欄	

(注1)

記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

(注2)

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の(電子)署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※

所長	次長	課長	係長	係